

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成18年11月10日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマNEW盛岡店 盛岡市盛岡駅西口区画整理地区内29街区4ほか
 - 2 届出者の氏名又は名称 株式会社コジマ
 - 3 盛岡市から聴取した意見の概要
駐車需要の充足等交通に係る事項
荷さばき施設に車両が停車した場合、路外駐車場の技術的基準（駐車場法施行令第8条）で定める相互通行の車路幅員5.5メートルが確保されないことから、技術的基準に適合するよう措置すること。
 - 4 提出された意見書の概要
住民等から1通の意見書が提出され、その概要は次のとおりである。
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
出店計画地に接する道路は、今後車両通行量の大幅な増加が見込まれることから、駐車場への出入りは極力左折誘導とすること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
周辺にマンション等が隣接しているため、夜間のBGM等について生活環境に十分配慮すること。
 - (3) 街並みづくり等への配慮等
 - ア 店舗設置に当たっては、河川を意識し、河川敷周辺の自然環境、景観に配慮した建築物とすること。また、地域内のまちづくりコンセプト等との整合性を図ること。
 - イ 夜間の店舗の照明について、生活環境に十分配慮すること。
- 備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見及び提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。